

## 【届出\_根拠規範】38\_愛媛県愛南町\_2\_2

### ○愛南町特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成28年2月26日

教育委員会告示第5号

#### (目的)

第1条 この告示は、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒(区域外就学を承認された者を含む。以下「特別支援教育対象者」という。)の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)を支給し、もって特別支援教育の振興を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する児童及び生徒の保護者をいう。
- (2) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条第1号の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した保護者の属する世帯の収入の額をいう。
- (3) 需要額 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した保護者の属する世帯の需要の額をいう。

#### (支給対象者)

第3条 奨励費は、愛南町立の小学校又は中学校に在籍する特別支援教育対象者の保護者に対して支給するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、指定療養機関等に入所し、又は通院し、当該施設等について就学に係る措置費又は療養の給付を受けている児童又は生徒の保護者
- (2) 法第13条の規定による教育扶助が行われている児童又は生徒の保護者
- (3) 愛南町就学援助費交付要綱(平成28年愛南町教育委員会告示第4号)の規定による就学援助費の支給を受けている児童又は生徒の保護者

#### (奨励費対象経費)

第4条 奨励費の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費
  - (2) 通学用品費(第1学年の児童又は生徒(第4号において「新入学児童生徒」という。)に係るものを除く。)
  - (3) 校外活動費(宿泊を伴わない校外活動に係るものに限る。)
  - (4) 新入学児童生徒学用品費
  - (5) 学校給食費
  - (6) 修学旅行費
  - (7) 通学費
- (支給区分)

第5条 奨励費の支給区分は、収入額と需要額の割合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 収入額が需要額の2.5倍未満の場合 前条各号に掲げる経費
  - (2) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合 前条第7号に掲げる経費
- (申請)

第6条 奨励費の支給を受けようとする保護者は、次に掲げる書類を愛南町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定する期日までに、児童又は生徒が在籍する学校の校長(以下「学校長」という。)を経由して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 特別支援教育就学奨励費認定申請書(様式第1号)
  - (2) 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書(様式第2号)
  - (3) 個人番号届出書(様式第3号)
  - (4) その他教育委員会が必要と認める書類
- (認定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、認定の適否を決定し、学校長及び保護者へ通知するものとする。

2 前項の認定(以下単に「認定」という。)を行う日は、年度当初の申請にあつては当該年度の4月1日とし、年度途中の申請にあつては原則として前条の規定による申請書を受理した月の翌月の初日とする。

(支給額)

第8条 奨励費の支給額は、毎年度国が示す額の範囲内で教育委員会が定める額とする。

(支給額の算定)

第9条 奨励費の支給額の算定は、年度当初の認定にあつては当該年度の4月1日から、年度途中の認定にあつては当該認定をした日の属する月の1日から開始する。

(支給の方法)

第10条 奨励費は、認定を受けた保護者(以下「認定者」という。)の指定する口座へ振込みの方法により支給する。

(届出)

第11条 認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに学校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 調書の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 児童又は生徒が令第22条の3に定める障害の程度に該当しなくなったとき。
- (3) その他援助を必要としなくなったとき。

(認定の取消し)

第12条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、認定者が奨励費を既に受給している場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第3条各号に規定する要件の該当者となったとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会において認定が適当でないと認めるとき。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

愛南町教育委員会 様

申請者 住所  
氏名

Ⓜ

( 児童・生徒 学校名 学校 )  
氏名

特別支援教育就学奨励費認定申請書

年度に係る愛南町特別支援教育就学奨励費の受給を希望しますので、別紙の特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書及び個人番号届出書を添えて申請します。

特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書

(整理番号) No

保護者等氏名 ④		住所 愛南町 番地 ( )		児童・生徒氏名		学校名、学年(特別支援学級名)等 学校 年 ( 学級 )		※都道府県の地区別区分 (I、II、III、IV、V、VI) 地域の級地区分 (1、2、3)		学校長職印 印															
住宅形態 [○で囲んでください。] 持家 借家等 [1か月の家賃 円]																									
世帯の収入状況 (円)				世帯の状況(前年12月末日現在)				需 要 額 等																	
				氏 名	生年月日 (満年齢)	性 別	続 柄	職業又は在学 学校名・学年 (特別支援学級 通学の有無)	教 育 扶 助 基 準			生 活 扶 助 基 準													
所得 控除 前	総所得金額		年 月 日 ( 歳)		本人 (児童等)		通学費	※ 学校給食費	※ 基準額	※ 第1類	※ 期 末 一 時扶助費	※ 第 2 類													
	退職所得金額		年 月 日 ( 歳)									f (基準額) 円													
	山林所得金額		年 月 日 ( 歳)										g (地区別冬季加算額) 円												
	計	A		年 月 日 ( 歳)									h 住宅扶助基準 円												
所得 控除	社会保険料		年 月 日 ( 歳)																						
	生命保険料		年 月 日 ( 歳)									i 需要額 ※ (a~hの合計)													
	損害保険料		年 月 日 ( 歳)																						
	計	B	年 月 日 ( 歳)									収入額 ※ 需要額													
	所得額(A-B)	C	年 月 日 ( 歳)									F i =													
	所得月額(C×1/12)	D	年 月 日 ( 歳)																						
	障害者加算控除 (保護基準により算定)	E	年 月 日 ( 歳)																						
	収入額(D-E)	F	合 計				a ※	b ※	c ※	d ※	e ※														
委 任 欄	愛南町教育委員会 様 私は、愛南町立 学校長を代理人と定め、下記の権限を委任します。 記 年度中に愛南町から受ける就学奨励費の請求に関すること。 保護者氏名 ④					通学費明細(通学費を要した者ごとに記入すること。)																			
	<table border="1"> <tr> <td>振込銀行</td> <td>銀行・漁協 信用金庫</td> <td>支 店 出張所</td> <td>口座番号</td> <td>普通</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>口座名義</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>学校長が代理請求した場合は、上記の口座に就学奨励費を振り込んでください。 なお、受給に必要な税関係の調査については承諾します。</p> <p>保護者氏名 ④</p>					振込銀行	銀行・漁協 信用金庫	支 店 出張所	口座番号	普通	フリガナ					口座名義					特 記 事 項			支弁区分  <input type="checkbox"/> I 段階 <input type="checkbox"/> II 段階 <input type="checkbox"/> III 段階	
振込銀行	銀行・漁協 信用金庫	支 店 出張所	口座番号	普通																					
フリガナ																									
口座名義																									

(注) 記入者は、太枠内の事項のみ記入願います。

様式第3号(第6条関係)

個人番号届出書

年 月 日

愛南町教育委員会 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

特別支援教育就学奨励費の申請に当たり、世帯員の個人番号について下記のとおり届け出ます。

記

氏 名	個人番号(12桁)												

※申請者の世帯員について、収入のある方は、全て個人番号の記入が必要です。  
※個人番号を記入した方の本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)を添付してください。

役場記入欄

※確認した書類にチェック

本人 確認 書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票・住民票記載事項証明書
	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード	
	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民票、住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )	

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)